

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書の締結について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課)

児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書の締結について

区では、平成17年に児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会を「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として設置し、警察署を含む関係機関と要保護児童について情報共有し、連携してきた。

このたび、区と警察との児童虐待にかかる情報共有についてより分かりやすく明確にして、一層の連携の強化を図るため、区内4警察署（新宿・四谷・牛込・戸塚）と協定書を締結することとしたので、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの位置づけ及び役割

#### (1) 法的根拠

児童福祉法第25条の2第1項及び第2項に基づく要保護児童対策地域協議会として設置

#### (2) 役割

「児童虐待への対応」「不登校及び学校における問題行動への対応」「児童の心身の発達支援」「社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援」に対し、関係機関と協力し効果的な支援を行う。

- ① 要保護児童への緊急対応にかかる構成機関（関係機関）同士の情報収集（情報共有）
- ② 個別ケース会議（サポートチーム会議）における構成機関（関係機関）との情報共有、支援の方向性の確認と役割分担（支援のためのコーディネート）

#### (3) 構成員

行政機関、法人、個人として、構成員の承諾を得て名簿に登載する。

行政機関及び法人は名簿登載後、児童福祉法第25条の2第3項の定めにより公示する。

#### (4) 守秘義務と罰則規定

構成員は、児童福祉法により守秘義務（第25条の5）と罰則（第61条の3）が適用される。

※新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークへの個人情報の外部提供及び情報共有については、平成17年度第1回、平成24年度第7回審議会で諮問し承認済み

## 2 協定書の概要

今回、上記1の(2)①にかかる虐待への緊急対応での構成機関(関係機関)同士の情報収集において、特に虐待情報の一番の通報先や相談機関とされる、区の子ども総合センター・子ども家庭支援センターと警察においては、綿密な連携及び緊急対応が必要とされるため、両者の情報提供・共有について明確化することにより、一層の連携の強化を図る。

### (1) 照会及び情報提供

- ・区は、緊急性が高いと判断し、必要と認めた場合に、平成24年度第7回本審議会承認事項(参考8-2)のうち、必要な範囲で、警察に情報提供及び照会を行う。

- ・警察は、児童虐待が疑われる事案を認知し必要と認めた場合に、子ども総合センター等に情報提供及び照会を行う。

### (2) 情報管理

区と警察は、相互に情報管理、個人情報保護を徹底する。

### (3) 情報の共有

事案の緊急性に応じて相互に情報共有し、児童の安全を確保する。

## 3 協定の締結日

令和元年6月18日(火)

### 【参考資料】

- ・児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定書
- ・情報共有に関する申合せ事項
- ・要保護児童対策地域協議会イメージ図